

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の緩和

2021年6月9日

・6月8日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報をレベル2（オレンジ）に引き下げ、制限措置を一部緩和する旨発表しました。

●6月8日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報をレベル2（オレンジ）に引き下げ、制限措置を一部緩和する旨発表しました（6月9日～6月16日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。

- ・エンターテインメント関連施設（ライブハウス、劇場、映画館など）。
- ・レセプションなどのイベントを実施するための施設、テーマパーク、キッズパークなど。
- ・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・共有スペースにおける人の密集を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・不要不急の夜間外出（21時～翌5時）
- ・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

- ・一般商業活動：9時～19時、月～土、日曜日はデリバリーのみ実施可。
- ・美容室、一般事務職、博物館など：9時～20時、月～土、日曜日は営業不可。
- ・スポーツジムなど：6時～21時、月～土、日曜日は営業不可。
- ・ショッピングセンター：10時～21時、月～土、日曜日はデリバリーのみ実施可。
- ・レストランなど：10時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。
- ・軽食堂など：6時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。
- ・パン屋など：6時～21時、月～土、日曜日は7時～18時まで営業可。日曜日の店舗での飲食は事前予約がある場合のみ可とする。
- ・ガソリンスタンドに併設しているコンビニエンスストア：6時～21時まで営業可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：6時～21時、月～土まで営業可。日曜日はデリバリーのみ。なお、入店は1世帯1名のみとする。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。

4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/em-alerta-curitiba-volta-para-a-bandeira-laranja-nesta-quarta-feira/59277>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

(問い合わせ先)
在クリチバ日本国総領事館
－電話 : 41-3322-4919
－e-mail : setorconsular@c1.mofa.go.jp